

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	常陸大宮市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/section.php?code=2

執行機関名 常陸大宮市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例(平成16年条例第79号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(小児)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		常陸大宮市個人番号の利用に関する条例別表第1 第4条第1項 常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例(平成16年条例第79号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>妊産婦</u> 、 <u>小児</u> 、 <u>母子家庭</u> の母子、 <u>父子家庭</u> の父子及び <u>重度心身障害者</u> の <u>健康の保持増進</u> を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例(平成16年条例第79号) 常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成16年規則第58号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児の保護者に対する医療福祉費(医療費の助成金)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	常陸大宮市長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等, その保護者(児童福祉法第19条の3第1項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の子と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		